

平成20年
福岡都市圏南部環境事業組合議会
第1回定例会 会議録

平成20年3月27日(木)開会

福岡都市圏南部環境事業組合議会

1 議事日程

〔平成20年福岡都市圏南部環境事業組合議会第1回定例会〕

平成20年3月27日

午後3時00分

於 春日市議会全員協議会室

日程	議案番号	案 件 名						
日程第1		議席の指定について						
日程第2		会議録署名議員の指名						
日程第3		会期の決定						
日程第4		諸般の報告						
日程第5	議案第1号	福岡都市圏南部環境事業組合の事務局の設置及び職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について【提案理由説明・質疑】						
日程第6	議案第2号	福岡都市圏南部環境事業組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【提案理由説明・質疑】						
日程第7	議案第3号	福岡都市圏南部環境事業組合特別職の職員で非常勤のものへの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について【提案理由説明・質疑】						
日程第8	議案第4号	平成19年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計補正予算(第2号)について【提案理由説明・質疑】						
日程第9	議案第5号	平成20年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計予算について【提案理由説明・質疑】						
日程第10	議案第6号	筑紫公平委員会委員の選任について【提案理由説明・質疑】						
日程第11	議案第7号	筑紫公平委員会委員の選任について【提案理由説明・質疑】						
日程第12		<p>一般質問</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>質問者氏名 (議席番号)</th> <th>質問項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>川口 浩 (1)</td> <td>環境事業組合設立の経緯と事業の必要性について 事業の主体について 今後のごみ量変化に伴う対応について 中間処理方式と最終処分場について</td> </tr> </tbody> </table>	順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目	1	川口 浩 (1)	環境事業組合設立の経緯と事業の必要性について 事業の主体について 今後のごみ量変化に伴う対応について 中間処理方式と最終処分場について
順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目						
1	川口 浩 (1)	環境事業組合設立の経緯と事業の必要性について 事業の主体について 今後のごみ量変化に伴う対応について 中間処理方式と最終処分場について						

日程第13	議案第1号	福岡都市圏南部環境事業組合の事務局の設置及び職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について【討論・採決】
日程第14	議案第2号	福岡都市圏南部環境事業組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【討論・採決】
日程第15	議案第3号	福岡都市圏南部環境事業組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について【討論・採決】
日程第16	議案第4号	平成19年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計補正予算(第2号)について【討論・採決】
日程第17	議案第5号	平成20年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計予算について【討論・採決】
日程第18	議案第6号	筑紫公平委員会委員の選任について【討論・採決】
日程第19	議案第7号	筑紫公平委員会委員の選任について【討論・採決】

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番 川口 浩 議員	2番 友納 博美 議員
3番 松尾 浩孝 議員	4番 松尾 嘉三 議員
5番 永野 義人 議員	6番 福山 保廣 議員
7番 不老 光幸 議員	8番 中林 宗樹 議員
9番 壽福 正勝 議員	10番 加納 義紀 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

1番 川口 浩 議員	10番 加納 義紀 議員
------------	--------------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(6名)

管理者 吉田 宏	副管理者 井上 澄和
副管理者 井本 宗司	副管理者 井上 保廣
副管理者 後藤 良助	
事務局長 江崎 實	

6 職務のため出席した事務局職員の職氏名(6名)

技術課長 菰田 人	総務課長 重松 洋一
土木係長 古賀 政隆	電気係長 新谷 和昭
総務係 高田 政樹	総務係 荒木 俊幸

開会 午後3時00分

~~~~~

議長（壽福正勝議員） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、平成20年福岡都市圏南部環境事業組合議会第1回定例会を開会いたします。

議事日程に入る前に、議員の皆様にご報告いたします。昨年の12月6日付けで、太宰府市選出の力丸義行議員及び藤井雅之議員から、諸般の事情により組合議員を辞職したい旨の届け出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、同日これを許可いたしましたことをご報告申し上げます。

それでは議事に入ります。議事日程はお手元に配付しておりますとおりでございます。

~~~~~

日程第1 議席の指定

議長（壽福正勝議員） 日程第1「議席の指定」を行います。

太宰府市選出の議員辞職に伴い、昨年の12月18日に、太宰府市議会から新たな組合議会議員が選出されましたので、議員の議席について、会議規則第3条第1項の規定により議長が指定いたします。議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。事務局長。

事務局長（江崎 實） 今回、新たに選出された議員の議席番号と氏名を朗読させていただきます。議席番号7番不老光幸議員、同じく8番中林宗樹議員。以上でございます。

議長（壽福正勝議員） ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

~~~~~

### 日程第2 会議録署名議員の指名

議長（壽福正勝議員） 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、10番加納義紀議員及び1番川口 浩議員を指名します。

~~~~~

日程第3 会期の決定

議長（壽福正勝議員） 日程第3「会期の決定」について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第4 諸般の報告

議長（壽福正勝議員） 日程第4「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付いたしております。監査関係、施設の視察関係の資料につい

ては、事務局に保管いたしておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思います。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

~~~~~

日程第5 議案第1号 福岡都市圏南部環境事業組合の事務局の設置及び職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について【提案理由説明・質疑】

議長（壽福正勝議員） 日程第5「議案第1号 福岡都市圏南部環境事業組合の事務局の設置及び職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。吉田管理者。

管理者（吉田 宏） 本日ここに、平成20年福岡都市圏南部環境事業組合議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中にご参集いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、条例の一部改正3件、補正予算1件、新年度予算1件、人事案件2件、合わせて7件の議案を上程し、ご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速、提案理由の説明を申し上げます。

日程第5、議案書1ページ「議案第1号 福岡都市圏南部環境事業組合の事務局の設置及び職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本件につきましては、今後の事業進捗に向け、当組合の組織を、現在の7名体制から13名体制に拡充することに伴い、条例の改正を行うものでございます。拡充の具体的な内容としましては、総務課では、公設公営、公設民営、PFIなどといった、中間処理施設及び最終処分場の建設・運営形態についての調査・研究を行う事業調整係を新設し、技術課では、今後、基本計画、地形測量、生活環境影響調査といった具体的な事業を行っていくに当たり、土木係、電気係、機械係の職員をそれぞれ増員するものです。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（壽福正勝議員） 説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝議員） なしと認めます。

これで質疑を終わります。討論及び採決については、本日一般質問の通告がっておりますので、その一般質問終了後に行います。

~~~~~

**日程第6 議案第2号 福岡都市圏南部環境事業組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【提案理由説明・質疑】**

議長（壽福正勝議員） 日程第6「議案第2号 福岡都市圏南部環境事業組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。吉田管理者。

管理者（吉田 宏） 日程第 6、議案書 3 ページ「議案第 2 号 福岡都市圏南部環境事業組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本件につきましては、国家公務員の休息時間が廃止されることに伴い、本組合においても、それに準じて、平成20年4月1日から休息時間を廃止するものです。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（壽福正勝議員） 説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝議員） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

~~~~~

日程第 7 議案第 3 号 福岡都市圏南部環境事業組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について【提案理由説明・質疑】

議長（壽福正勝議員） 日程第 7 「議案第 3 号 福岡都市圏南部環境事業組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。吉田管理者。

管理者（吉田 宏） 日程第 7、議案書 5 ページ「議案第 3 号 福岡都市圏南部環境事業組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

現行条例においては、臨時又は非常勤の顧問、調査員、嘱託員等を議員の方々と同じく特別職の職員として規定いたしておりますが、任用の職務内容、勤務形態によっては一般職の例に準じた取り扱いとすることが適当である場合もあり、第 4 条第 1 項及び第 3 項に「ただし、これによることが適当でないと思われる場合は、管理者が別に定める。」というただし書きを付け加えさせていただいております。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（壽福正勝議員） 説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝議員） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

~~~~~

**日程第 8 議案第 4 号 平成19年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計補正予算（第 2 号）について【提案理由説明・質疑】**

議長（壽福正勝議員） 日程第 8 「議案第 4 号 平成19年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。吉田管理者。

管理者（吉田 宏） 日程第 8、議案書 7 ページ「議案第 4 号 平成19年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計補正予算（第 2 号）について」ご説明申し上げます。

補正予算書 1 ページをご覧ください。

今回の補正の主な内容は、全体的な事業計画年度の見直しにより、平成19年度に予定していた交付金対象事業を、平成20年度以降に見直したため、歳入歳出予算にそれぞれ2,597万円を減額し、予算総額を2億1,643万2千円とするものでございます。

なお、今回の事業計画年度見直しに伴い、次年度以降に執行することとなる事業に対する財源については、一旦、財政調整基金に積み立て、平成20年度以降に繰り入れることとし、関係市町には再度負担を求めないようなかたちをとることとしています。詳細な内容については、後ほど事務局長から説明いたします。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（壽福正勝議員） 事務局長。

事務局長（江崎 實） それでは、日程第8「議案第4号 平成19年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計補正予算（第2号）」の詳細についてご説明申し上げます。

補正予算書 1 ページをご覧ください。先ほど管理者からご説明いたしましたとおり、全体的な事業計画年度の見直しにより、平成19年度に予定していた交付金対象事業を、平成20年度以降に見直したため、歳入歳出予算それぞれ2,597万円を減額し、予算総額を2億1,643万2千円とするものでございます。これにつきましては、4 ページ、歳入の事項別明細書をご覧ください。2 款 1 項 1 目循環型社会形成推進交付金の説明欄に記載しておりますように、平成19年度の対象事業実績が「中間処理施設稼働状況・維持管理実態調査業務委託」の609万円のみとなりましたので、609万円に補助率3分の1をかけた額203万円から、当初予定しておりました交付金対象総事業費8,400万円に補助率3分の1をかけた額2,800万円を差し引きました、2,597万円を減額するというものです。

次に歳出でございますが、全体的には執行残が明らかなもの、及び事業計画年度を見直すものを減額し、財政調整基金に積み立てるというかたちをとっております。

それでは、5 ページ、歳出の事項別明細書をご覧ください。

まず1 款 1 項 1 目議会費でございますが、9 節旅費において、執行残ということで先進地視察旅費の残額30万円を減額させていただいております。

13 節委託料でございますが、これは議会の議事録を職員で作成いたしましたので、予算額の30万円を全額、減額をさせていただいております。

次に2 款 1 項 1 目総務管理費でございます。

13 節委託料でございますが、これは昨年の8 月定例会において、ホームページ制作委託料200万円を補正させていただいておりますが、執行額が21万円となったことにより、179万円の減額をさせていただいております。なお、ホームページの公開については、4 月中を予定しております。

14 節使用料及び賃借料、19 節負担金補助及び交付金でございますが、これについても昨年の8 月定例会において、新事務所関係費として、新たに事務所を設置することを前提に、土地使用

料、水道加入負担金を増額補正させていただいておりましたが、新事務所として、引き続き春日市役所の庁舎を使わせていただくことになったため、合わせて48万1千円の減額補正をさせていただいております。

25節積立金については、説明の都合上、後ほど説明させていただきます。

それでは、6ページをご覧ください。

2款2項1目施設整備費の8節報償費及び9節旅費でございますが、これは、建設専門部会委員の報償及び先進地視察旅費の執行残ということで、合わせて30万円の減額補正をさせていただいております。

13節委託料でございますが、これは先ほどからご説明しておりますように、全体的な事業計画年度の見直しにより、平成19年度に予定していた事業を平成20年度以降に見直したため、未執行額を減額し、一旦、財政調整基金に積み立てて、平成20年度以降に計画する事業の財源として繰り入れることとしております。全体としては、9,614万円を減額補正しておりますが、この内、財源内訳の国県支出金の欄を見ていただければわかりますように、先ほど歳入でご説明しました循環型社会形成推進交付金2,597万円が減額になりますので、この委託料の内、財政調整基金へ積み立てる額は、この交付金の額を差し引いた一般財源分の7,017万円となり、先ほどの8節及び9節の30万円を含めまして、1目施設整備費の一般財源は7,047万円の減額となります。

その下の2款2項2目周辺整備費の11節需用費でございますが、これは春日市や大野城市の候補地周辺の住民の皆様を、施設見学などにご案内した場合の経費にあてた費用でございますが、執行残により10万円の減額補正をさせていただいております。

最後に5ページに戻りまして、2款1項1目総務管理費の25節積立金でございますが、これは、各節で減額いたしました金額を財政調整基金へ積み立てるもので、議会費分60万円、事業費分7,284万1千円、合計7,344万1千円の増額補正をさせていただいております。

最後に2ページの「第2表 債務負担行為補正」をご覧ください。一番上の「中間処理施設生活環境影響調査委託」及びその下の「最終処分場生活環境影響調査委託料」については、事業計画年度の見直しにより、事業実施年度が平成21年度からとなったため、一旦廃止させていただき、平成21年度に再度計上させていただきたいと考えております。また一番下の「仮設組合事務所設置事業」については、組合事務所を新たに設置することを前提に計上しておりましたが、新事務所として、引き続き春日市役所の庁舎を使わせていただくことになったため、廃止をさせていただくものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（壽福正勝議員） 説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝議員） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

~~~~~


日程第9 議案第5号 平成20年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計予算について【提案理由説明・質疑】

議長（壽福正勝議員） 日程第9「議案第5号 平成20年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計予算について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。吉田管理者。

管理者（吉田 宏） 日程第9「議案第5号 平成20年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計予算について」ご説明申し上げます。別冊の平成20年度予算書2ページをご覧ください。

平成20年度の一般会計予算総額は、2億158万4千円で、平成19年度当初予算と比較しますと、274万6千円の減、率にいたしますと1.3%減となっております。

平成20年度に計画しております主な事業の内容といたしましては、予算書10ページ、2款2項1目施設整備費の説明欄にあります「中間処理施設関係費」をご覧ください。先ほどの平成19年度補正予算でもご説明いたしましたとおり、事業計画年度の見直しを行った結果、中間処理施設関連委託料として、PFI導入可能性調査業務、地形測量、基本計画策定、生活環境影響調査の方法書作成業務、金額にしまして3,665万5千円を計上させていただいております。なお、この4事業につきましては、循環型社会形成推進交付金の対象事業でございます。歳入として、約3分の1に当たる1,099万6千円を計上しております。

また、その下の2款2項2目周辺整備費の候補地住民関係費91万8千円を計上しておりますが、中間処理施設及び最終処分場候補地の住民の方々への説明会はもちろんのこと、施設見学会等を積極的に行いながら、施設に対するご理解を賜りたいと考えております。なお、詳細な内容については、後ほど事務局長から説明いたします。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（壽福正勝議員） 事務局長。

事務局長（江崎 實） それでは、日程第9「議案第5号 平成20年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計予算」の詳細についてご説明申し上げます。

予算書の2ページをご覧ください。

管理者が申しあげましたように、平成20年度の一般会計予算総額は、2億158万4千円で、平成19年度当初予算と比較しますと、274万6千円の減額となっております。減額的主要原因といたしましては、事務局組織の拡充に伴う人件費にかかる負担金が増額になった一方で、事業費において、全体的な事業計画年度の見直しにより委託事業費が減額になったため、トータルして1.3%の減となったものです。

それでは歳入歳出について事項別に説明させていただきますが、説明の都合上、歳出の方から説明させていただきます。

予算書7ページをご覧ください。

1款1項1目の議会費といたしましては、391万6千円、前年度と比較しますと14万8千円の減額となっております。減額的主要原因としましては、13節議事録作成委託料で、単価及び回数の見直しをしたことにより、14万8千円を減額するものです。

次に予算書 8 ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 目の総務管理費といたしましては、1 億 4,633 万 8 千円、前年度と比較しますと 6,153 万 7 千円の増額となっております。増額の主なものとしましては、主に人件費にかかる費用の増額となっております。

まず、予算書 8 ページの説明欄の中ほどに記載しております「嘱託職員関係費」をご覧ください。当組合では、平成 20 年度から廃棄物処理施設の建設計画から竣工までを経験し、高度な技術と経験、知識を有する人材を嘱託職員として採用し、事業を的確に進めてまいり予定ですが、その嘱託職員にかかる費用を新たに計上させていただいております。

次に、予算書 9 ページの説明欄「職員給与関係費」をご覧ください。議案第 1 号での提案理由説明にもございましたように、今後の事業進捗に向け、当組合の組織を、現在の 7 名体制から 13 名体制に拡充することに伴い、前年度と比較して、5,270 万 2 千円の増額をさせていただいております。

次に、予算書 10 ページをご覧ください。

2 款 2 項 1 目の施設整備費といたしましては 4,081 万 5 千円、前年度と比較しますと 6,394 万 8 千円の減額となっております。

まず、説明欄の一番上の「建設検討委員会・専門部会関係費」をご覧ください。

ここでは、専門部会委員の報償、視察旅費、建設検討委員会及び専門部会の議事録作成、会議室使用料にかかる費用として 389 万 7 千円を計上しており、前年度と比較しますと、141 万円の増額となっております。増額の原因は、現在設置しております建設専門部会に加え、経営手法を検討する専門部会の立ち上げを予定しているため、公設公営、公設民営、PFI などといった、中間処理施設及び最終処分場の建設・運営形態について、専門的見地から検討を行う予定にしております。メンバーとしては、廃棄物、処理技術、経営、法律、建築のそれぞれの分野から、有識者を 1 名ずつ、計 5 名での組織を考えており、会議の回数を 3 回、先進地視察を 1 回ということで、従来の建設専門部会に加えて計上させていただいております。

次にその下の「中間処理施設関係費」をご覧ください。事業計画年度の見直しにより 4 件の委託事業を予算化しておりますが、その中の「地形測量委託料」、「基本計画策定委託料」、「生活環境影響調査委託料（方法書）」については、平成 19 年度に予算計上していたものを、平成 20 年度予算として再度計上したものでございます。なお、一番上に記載しております「PFI 導入可能性調査業務委託」を含めた 4 件の委託事業につきましては、循環型社会形成推進交付金の対象事業でございます。これに関連して予算書 5 ページ、歳入の 2 款 2 項 1 目交付金の欄をご覧ください。先ほど説明いたしました歳出の額に対する交付金を 1,099 万 6 千円計上しております。また、事業計画年度の見直しにより平成 20 年度事業となった 3 件の委託事業の一般財源につきましては、再度各市町には負担を求めないようにしており、これに関しては予算書 6 ページ、4 款 1 項 1 目基金繰入金の説明欄「基金繰入金（事業計画見直し分）」をご覧ください。この 3 件の委託料の一般財源につきましては、議案第 4 号平成 19 年度補正予算の中でご説明いたしまし

たように、事業計画年度の見直しにより一旦財政調整基金に積み立てたものを繰り入れることで措置いたしております。

では、歳出に戻りまして、予算書11ページをご覧ください。

3款1項の予備費といたしまして、議会費、事業費それぞれの予算の約5%、合計959万7千円を計上させていただいております。

歳出については以上でございます。次に歳入についてご説明申し上げます。

予算書5ページをご覧ください。

1款1項1目の構成市町負担金として1億3,485万7千円を計上し、前年度と比較しますと、4,146万9千円の減額となっております。ちなみに構成市町の負担金明細は説明欄に示しておりますので、ご参照ください。

次の2款1項1目の循環型社会形成推進交付金1,099万6千円については、先ほど歳出の方でご説明申し上げたとおりでございます。

次の3款1項1目の利子及び配当金ですが、これは現在積み立てております財政調整基金に対する予測預金利子を計上させていただいております。

次の4款1項1目の基金繰入金については、説明欄をご覧ください。基金繰入金（H18剰余金返還分）についてですが、これは財政調整基金に積み立てていた平成18年度の剰余金を繰り入れるもので、平成18年度剰余金3,807万3,588円の内、各市町事業費相当分を繰り入れ、平成20年度の各市町の負担金から相殺することで、結果として、説明欄に記載している額を各市町へ返還したかたちをとっております。なお、この金額の内、議会費相当分は負担割合が均等割りということもあり、組合財政の健全な運営に資するため、継続して基金に積み立て管理をしていきたいと考えております。その下の基金繰入金（事業計画見直し分）については、先ほど歳出の方でご説明申し上げたとおりでございます。

次からの5款繰越金、6款諸収入については、これらに歳入すべき事由が発生した場合に備え、それぞれ予算項目を掲げさせていただいております。

歳入については以上でございます。

最後に予算書3ページをご覧ください。

ここには、地方自治法第214条の規定により債務負担行為をする必要がある事項として、当組合の組織を13名体制に拡充することに伴い必要と考えられる事務機器等の増設分を計上し、それぞれ期間及び限度額を設定しております。また予算書12ページには、前年度からの債務負担行為についてとりまとめた調書を作成しております。以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（壽福正勝議員） 説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝議員） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

~~~~~

## 日程第10及び日程第11を一括上程

議長（壽福正勝議員） お諮りします。日程第10「議案第6号 筑紫公平委員会委員の選任について」及び日程第11「議案第7号 筑紫公平委員会委員の選任について」を一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝議員） ご異議なしと認めます。したがって、日程第10及び日程第11を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。吉田管理者。

管理者（吉田 宏） 議案第6号及び議案第7号を一括してご説明申し上げます。

まず、議案書9ページ「議案第6号 筑紫公平委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。本件につきましては、現委員の江副範子氏の任期が、本年3月31日付けで満了することに伴い、後任として中尾正氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案書11ページ「議案第7号 筑紫公平委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。本件につきましては、当委員でありました山田浩氏が、昨年12月25日付けで辞任されたことに伴い、後任として尾木信芳氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（壽福正勝議員） 説明は終わりました。これより質疑を行います。まず、議案第6号に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝議員） なしと認めます。次に、議案第7号に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝議員） これで質疑を終わります。

討論及び採決につきましては、冒頭に申し上げましたように、一般質問終了後に行います。

~~~~~

日程第12 一般質問

議長（壽福正勝議員） 次に日程第12「一般質問」を行います。通告に従い、質問を許可します。

1番 川口 浩 議員。

1番（川口 浩議員） 一般質問の通告ということでお時間をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。また回数を問わないということでございますので、項目順にさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。まず初めに、環境事業組合の設立の経緯と事業の必要性について答弁をお願いします。

議長（壽福正勝議員） 事務局長。

事務局長（江崎 實） 組合設立の経緯についてご説明申し上げます。一般廃棄物の処理・処分に関しては自治体固有の責務であるものの、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川町の4市1町は、住民の生活や事業所活動において密接なつながりを有しております。そこで、循環

型社会の構築や自然環境の保全・創造について、関係市町が協調、連携し、共同で取り組むことにより政策効果をより大きなものとする事ができるという考えのもと、平成14年1月に「環境行政に関する基本協定」を締結しております。

その中でも特に、緊急かつ重要な課題である中間処理施設、最終処分場の確保及び適正配置並びに効率的な管理運営を関係市町の相互協力のもと広域的に展開することが肝要であるとの考えから、平成18年1月25日に「福岡都市圏南部可燃ごみ処理基本協定」を関係市町の首長が締結いたしました。その後、中間処理施設と最終処分場の建設・運営を行うための組織として一部事務組合を設立することについて、関係市町の各議会において可決していただきました。それを受け、福岡県知事への一部事務組合設立申請を関係市町が共同で行い、平成18年5月1日、県知事より設立の許可をいただき、この福岡都市圏南部環境事業組合が設立されたものでございます。

議長（壽福正勝議員） 1番 川口 浩 議員。

1番（川口 浩議員） 今後もこの事業を広域で行っていく必要性について説明を求めます。

議長（壽福正勝議員） 吉田管理者。

管理者（吉田 宏） 先ほど事務局長が答弁いたしました。4市1町で締結いたしております「福岡都市圏南部可燃ごみ処理基本協定」の趣旨を踏まえ、相互に協力しながら組合事業の推進に努めて参ります。特に、組合の設立目的でもございます中間処理施設、最終処分場の建設につきましては、住民から安心の得られる事業を確実に進めてまいりたいと考えております。

議長（壽福正勝議員） 1番 川口 浩 議員。

1番（川口 浩議員） それでは次に、平成28年度稼働開始ということでスケジュールをたてておられますが、本当に今の状況で間に合うのか。最終処分場はどうするのか。ご所見をお伺いします。

議長（壽福正勝議員） 吉田管理者。

管理者（吉田 宏） 地元理解は、確かに未だ得られていない状況にありますが、平成20年度はさらに施設の必要性や安全性を積極的に説明をしまして、皆様のご理解を得られるよう、全力で努めてまいります。

議長（壽福正勝議員） 1番 川口 浩 議員。

1番（川口 浩議員） それでは、事業推進に当たる組合と関係自治体のそれぞれの役割についての説明を求めます。

議長（壽福正勝議員） 事務局長。

事務局長（江崎 實） 事業推進に当たる組合と関係自治体それぞれの役割についてでございますが、各関係自治体は、組合事業の推進に当たっての責任と経費の応分負担を負うと考えております。また、組合は中間処理施設、最終処分場の建設にあたり、関係市町はもちろん、特に建設候補地を市域内に抱える春日市、大野城市と共同して、地域住民の理解・協力を得るために十分な住民説明を行う等、役割を担っております。

なお、福岡市に対しては、中間処理施設や最終処分場の建設管理運営についての知識・経験が豊富であることから、組合から「環境局職員の技術協力依頼」を行い、資料の提供や助言等の技術支援を受けることとしております。

議長（壽福正勝議員） 1番 川口 浩 議員。

1番（川口 浩議員） 中間処理施設建設予定地は、現在福岡市の所有となっていると思いますが、事業を進めるときの土地所有形態はどうなっていますでしょうか。

議長（壽福正勝議員） 事務局長。

事務局長（江崎 實） 中間処理施設建設候補地は、川口副議長ご質問の通り、現在福岡市の所有となっております。この中間処理施設用地の所有形態につきましては、今後関係市町と組合で協議して、どういう形態にするか決めていくということでございます。

議長（壽福正勝議員） 1番 川口 浩 議員。

1番（川口 浩議員） 次に、今後のごみ量の変化は各自治体によって違うと思いますが、中間処理施設のごみ処理量の規模はどのように決定するのか、お伺いします。

議長（壽福正勝議員） 事務局長。

事務局長（江崎 實） 本組合は、「福岡都市圏南部可燃ごみ処理基本構想」におきまして、関係4市1町が、リデュース、リユース、リサイクル、いわゆる3Rの枠組みや取り組みを充実させ、廃棄物などの循環資源が適正に利用・処分される循環型社会の構築に向けた取り組みを実施し、積極的にごみの減量、再資源化等を目指すこととしております。

中間処理施設のごみ処理量規模の決定に当たりましては、基本構想において日量600トンを上限としておりますが、今後のごみ減量施策の効果を見極めた上で、施設の規模をできる限り小さなものとするとしております。

中間処理施設の規模を最終的に決定する時期は、施設の稼働開始を平成28年度に予定しているため、設計や工事等の期間を考慮し、平成21年度としております。

議長（壽福正勝議員） 1番 川口 浩 議員。

1番（川口 浩議員） 計画ごみ量の変動した場合はどのように対応していかれるのでしょうか。

議長（壽福正勝議員） 事務局長。

事務局長（江崎 實） 将来の人口の動向やごみ処理施策に伴うごみ量の傾向を総合的に判断して、平成21年度に施設規模の決定を行う計画でございます。規模の決定にあたり関係4市1町の各ごみ処理必要量が計算されることになり、この量を基にイニシャルコスト等の負担割合を確定することになると考えています。

このようなことから算定された各市町の必要ごみ処理量には、各市町がその責任において対処していただく必要があると考えております。

議長（壽福正勝議員） 1番 川口 浩 議員。

1番（川口 浩議員） 中間処理の方式についてですが、中間処理方式の決定までのスケジュールはどのようにお考えでしょうか。

議長（壽福正勝議員） 事務局長。

事務局長（江崎 實） 中間処理方式決定に当たりましては、建設専門部会からの意見書に基づく建設検討委員会での十分な議論が必要であること、関係4市1町の財政状況に大きな影響を与える中間処理施設や最終処分場のライフサイクルコストの検証についても十分に検討する必要がございます。また、組合議会へのご報告を行い、ご意見をお聞きし、さらに構成市町のご意見をお伺いしながら進める必要もでございます。したがって、平成28年度の供用開始に向け、来年度に計画しております中間処理施設の基本計画や環境影響調査については、複数の処理方式で進める必要があると考えております。

1番（川口 浩議員） なぜ今回質問に及んだかと言いますと、平成28年度までのスケジュールをずっと出されてあったんですけども、どんどんずれ込んでいくと。どこが問題なのかなと思ひまして。そして今日は5つの方式でという答弁なのですが、前回までは、早く方式を決めないと選定できないという言い方をずっとされてこられた。その中で、何とか委員会、専門家の方の委員会を作られて、その前に大阪の業者さんによってどういう方式があるのか調べさせて、そして学者の方達に中間処理の方式について意見を聴取され、そして今後検討委員会で決定していく、方針を固めていくという訳なんですけど、平成28年に造って行って、ましてや、基本設計に入れば後戻りできないんですよ。それにしてもあまりにも手ぬるいんじゃないかと。今5方式というけれども、同じ質問になるかもしれないが、この5方式をどうやって絞っていくつもりかお伺いします。

議長（壽福正勝議員） 事務局長。

事務局長（江崎 實） 先程、検討の中で、一つは最終処分場を含めたライフサイクルコストの検証を行うという事が一点ございます。それから埋立場に対する影響の度合い、それももう一点ございます。それから環境への負荷。今いろいろCO2問題だとかいろいろ、そういう環境への負荷の問題。そういうあたりもそれぞれの5方式の中での比較をしながら、議員の皆様のご意見をお伺いしながら絞り込んでいくというかたちをとっていきようになると考えております。

議長（壽福正勝議員） 1番 川口 浩 議員。

1番（川口 浩議員） いくつか事前に苦情を言っておきますけども、まず重要事項の決定に関して。これは組合の管理者の方が各議会に、例えば場所の決定等、どこに中間処理施設をするか、処分場をするか、同意を求めると思ひます。当該首長が同意したという返事がある。福岡市においてはそれが委員会にもかけられず、相談されず、管理者の名前で同意がなされている。これは今の市長ではございませんで、福岡市では前の市長の時代にです。職員の方がきちんとした手順を踏んでいない。これは今後同意案件に関してはやっていただきたい。これは何故言うかといいますと、何百億という予算の執行にあたって、各自治体は知らなかったと。あなたの所は同意しているよ、もう戻れませんよ、お金を払いなさいではだめだと。きちんとそういう契約、約束をするならば当該委員会、議会にきちんとした報告をした上で同意をしてほしい。そして今の段階ではまだまとまっていないんですよ。どういう方式をするか。大野城市の方達も同意をされた

訳ではないのでね、お願いはしていても、もしも同意されたとしても、どこからもう戻れませんかという場所があるかと思うんですよ。もう基本設計を発注する以上後戻りはできませんよ。その折りにはもういいですかと同意を求めると思います。その前にはきちんと各自治体の議会への報告、報告にしかありませんけど。組合議会への報告等、ぜひきちんとした対応をしていただきたい。それともう一点は、施設なんとか委員会。学者さんばかりの方なんですけど、名前をこちらから挙げたくないけれども、施設の専門家ではないでしょう。どちらかという。処理方式だったり、水質だったり、衛生だったり、ご存じだったら分野と先生の名前を教えてくださいませんか。

議長（壽福正勝議員） 事務局長。

事務局長（江崎 實） 建設専門部会の部会員のお名前ということでございますので、専門分野も含めてお答えいたします。松藤先生でございます、福岡大学の教授でございます。専門分野は廃棄物でございます。それから神野先生でございますが、九州大学大学院の教授でして、専門分野は地下水工学。それから浦邊先生でございますが、福岡大学大学院の客員教授でございます、衛生工学、主に中間処理施設の専門でございます。それから包清先生でございますが九州大学大学院の芸術工学部の教授でございます、専門分野は緑地環境設計のご専門でございます。それから榎田先生でございますが、九州大学大学院の医学部の准教授でございます、専門分野は公衆衛生学でございます。それから村山先生でございますが、こちらは弁護士の先生でございます、専門分野は環境関係での法律の専門ということでございます。以上の6名でございます。

議長（壽福正勝議員） 1番 川口 浩 議員。

1番（川口 浩議員） 何であえて聞くかと言うと、設備自体の、先程の話でも中間処理と言いましたけれども、中間処理における衛生工学の専門ということなんです。あまり施設だけの専門ではないんじゃないかと。そういった意味の施設の専門であるならば、今北九州とかで有名な花嶋先生とかを始めとする、例えば九州環境技術創造道場等で講師を務める先生達の方が、私はよっぽど実務的に詳しい方が多いんじゃないかなと、これはまあ学者ですから意見としてそういう方達の方にいろいろなお意見をもっと頂きたいなという思いがございます。ここで学者の方をどうこうする訳にはいきませんので、どうだろうか。そして何故そういったことまで言わないといけないのかと言いますと、そこに諮問されたのは、処理場としてどうなのかと、中間処理としてどうなのかという諮問なんです。じゃあ福岡南部の環境事業組合の施設としてどうなのかは全く問っていないんですよ。これは検討委員会がやっていくということで、出てきた資料を見られたと思いますけれども、施設がどうだと、5方式の評価をそれぞれされているんですよ。それもまたご丁寧に、数字って言われましたが、私は数字は拒否しました。 × 。しかし前提に書いてあるのは、処理場がいくらでもあるのならば、それは灰がいいですよ。安く上がりますよと。CO2も作らないし、エネルギーもいらぬし、そのかわり灰ですからこれだけ埋立場がたくさんいるということになる。残渣の確実な処分が確保できるという前提に立てば、ストーカーが今

日本中で使われていますよという話を持ってくること自体、何かいなこらと。ここで私達が大事なものは、先程言われたライフサイクルとか埋立処分場の問題、または今後の環境に対してどうなのかという問題で、こげな前提でできた資料が、灰を捨てるやつと、溶融するやつとを同じ列で

× 書いてバカじゃないかと。どうするんだと。全然違うだろうと、ここが。ここを検討委員会なり議会で意見をいただかないといけないんじゃないでしょうか。今からされるということと思うんですが、何をやっと思ったかというのが、検討委員会で4市1町あって忙しいと思うけれども、これをきちんとやらなければ前に進まんのではないかと。ということは、今置かれている状況は、ストーカ式で灰を埋め立てますという方式と、溶融してスラグと飛灰にして、ごみ量を半分に以下にしましょう、有効利用も研究していきましょうという方法。それで、まだ5種類ありますよ、そして今日言われたのは、5種類の別々のシュミレーションを書きましょう。で、まだ決められません。しかしながら、地元や自治体には、南部工場でこういった入口にするかを並行して進めますよということなんですよ。でね、議論の場所というのは、今後どうお考えですか。方式の決定に向けた議論の場所についてお考えをお示してください。

議長（壽福正勝議員） 事務局長。

事務局長（江崎 實） 今お話がありましたように、最終処分場の問題も含めて、あるいは環境の問題も含めて、建設検討委員会ですっかり議論していきます。その経緯については組合議会の議員の皆さまにもご報告し、またそのご意見を建設検討委員会にあげて、そういうことで議論を深めていくということで考えております。

議長（壽福正勝議員） 1番 川口 浩 議員。

1番（川口 浩議員） 今の仕組みの建設検討委員会は、全部市役所の方で構成されている。これは学者とかを入れておくのも一つの方法だと思いますが、今は入っていない。これを今まで大阪から方式の資料を取り寄せて、学者さんたちに協議いただいて、検討委員会を開ききらなかったということなんだけど、これはとんでもないことですよ。土曜日であろうと開かないと、こんな大事なことを。流れたらどうなるんですか。それぞれの自治体のごみの処理処分が停滞してしまうわけでしょ。福岡市は別にあるからいいかもしれないけど、そこに頼らざるを得ないところに至っては生命線の問題で、これは検討委員会を開く時間がなかったとかいうわけにはいかない。朝6時からでも、土曜日でも少なくとも一回は開かれて、今後学者からいただいた意見を、これじゃちょっと問題があるようなんでね、今後スケジュール、難しい時間だけれどもいつまでにごうやって報告しますというのは当然あってしかるべき。それも無しでこの総会を迎えるのはとんでもないということを意見として述べさせていただきたいと思います。

それと、それについて今きちんとすると言われたけども、ノーリターンポイントを示してもらいたい。今日とは言いませんが。考え方のスケジュールの中で、もうここからはだめよと、基本設計の発注で同意が得られた時点でもう戻れませんよという。先ほども言いましたが、それまでには同意がいるはずですから、同意を首長が持つてくる前に、各自治体できちんとした報告がなされるように、組合としても責任を持つてほしい。それから検討委員会と並行してどうあるべき

がいいのかという意見を出す場を作っていただきたい。私の場合組合議会の話しかできないと思うけれども。大野城であれだけ反対があり大変ご苦労してあると思うし、春日もそうですよね。基本的には皆さんノーですから。そこを申し訳ない、お願いしたいということでやるのでね。じゃあ何をしてくれたのか、協議はなされたのかと。最終処分場に関しては広報しないで、スラグがくるのか灰がくるのか。じゃあおたくたちはどこに連れていきましたか。灰の処分場である福岡市の中田と伏谷しか行ってないんじゃないですか。じゃあ溶融の捨て場に連れて行かれましたか。そして溶融した場合どうなるのか。25年が50年になるとかね。飛灰の問題はまた別ですから、飛灰をそこに一緒に混ぜていいのかというのは別にあると思いますけれども。まず、溶融がいいのか灰でいいのか、灰を選んだ場合将来どうなるのか、その場合段階的の工事になるのでお金がかかっちゃいますよとか含めたものを、議会にも市民にも説明できるような体制を早急に検討委員会の中で整備していただきたい。

こういう言い方をしないといけないのは、今までの運営が早く方式を決めたいというスタンスで来られたんですよ。それならいいよと、早く議論させてくれたらと思っていたら、無いまま方式を決めたい、間に合いませんよと。悪く言えば、ストーカ炉と灰の埋め立てと答え有りきだったのではないかと。そして将来有効利用できるならば溶融を考えてもいいよと、話ができていないかという気がしたんですよ。いろいろ言って初めて5方式で検討しましょうとなったんですよ。だからこの検討を急げと言ってるんですよ。

当然大野城の方々の心情を察するときにも、最大限、お金はかかるCO₂も出すけれども溶融という方法もありますよと。一生懸命皆さんにご迷惑かけないように頭をひねってますので話を聞いてくださいと。今の学者さんだけではなくて、花嶋先生等、アジアの中でもやられている先生方も何らかのかたちで参加できたりして、迷惑施設かもしれないけれども、各自治体が一つ一つ少なからず責務を負って行こうじゃないかという転換をしてもらいたいし、ある面ではこの資料は少しずつさんなんですよけれども、エネルギーがかかるとか、項目がちょっと悪すぎると思いますが、見られたかどうか知りませんが、私は今の現状を見れば、逆に灰として捨てるよりも、やむを得ず自治体としてお金もかかるし、エネルギーもかかるし、CO₂も出しちゃって問題はあっても、じゃあ捨て場があるのかと。もしも今回がまとまらなければ四市一町にはないですよ、残された道は。そして、またうまくいったとしても25年でいっぱいになるので、もうすぐに次の処分場を探さないといけないですよ。それはそれでやむを得ないですけども、海にどんどん捨てられる状況じゃないわけで、やっぱりお金かかってごみの量を減らすということについては溶融ありきだと、しかし灰でも許していただけるなら検討しようかというのがあっていいのではないですか。そういう議論をしないと、市民の方たちにもみんなが説明できないと思いますし、私はそういった意味で、灰溶融をやらざるを得ないのではないかという立場でもおりますので、早くその辺を議論させていただいて、正しいとも言いません、まだ勉強足りませんので、その辺でスケジュールをたてていただきたいと思っておりますが、所見がありましたらお願いします。

議長（壽福正勝議員） 事務局長。

事務局長（江崎 實） 今、川口議員がおっしゃったことも含めまして、建設検討委員会ではしっかり議論していきますし、その部分は資料等もお示ししながら、ご意見をお伺いしながら、あと関係4市町のご意見等も併せてお伺いしながら深めていくということで考えていますので、よろしくをお願いします。

議長（壽福正勝議員） 1番 川口 浩 議員。

1番（川口 浩議員） 最後にまとめますのでしません。

だいたい心配していたのが、検討委員会で市の方たちだけが、自分たちだけが分かっている、もうこれしかありませんよと、住民の感情無視で、もう時間がございません、時間がございません、首長さん同意してください、負担してくださいではいけないと。きちんと議員にも市民の方にも、もう戻れない話ですよ、事業ですよと、そして今のなかでは他に代替えがないのでぜひお願いしたいと、この日を過ぎたら同意をもらった上で戻ることができません、その上で一生懸命説明してまいりますというスケジュールをきちんともう一回お示しいたきたい。

それとこの評価についても、怖いのはこんなものが出たらこれだけで走ってしまうというイメージですよ。よくあるんですよ、過去に。資料が出て、これが基になってどんどん勝手にいつの間にか広がっていった。平安時代からかもしれないけれども。それからこれもどうなのか、溶融がいいのか、灰でも大丈夫なのかという議論する場を確保した上で、分けていくらかの選択肢というふうに。例えば当面灰で行くんだと決まればいいんですよ、まだ。私は溶融と最初から言うておくべきだという意見ですけれども、それぞれ意見があると思うので、そういう場を確保していただいた上で、また検討委員会で議論いただく。そこで手に負えないようなことになってくるならば、そこに花嶋先生等、今まで施設でアジアでも信頼のある方たちの意見を聞くこともできるわけですから、子どもたちにも将来の負担をする方たちに、あの時迷惑があったけどいい選択をしたなと、やむを得なかったけど他になかったよねと、そう言えるような仕事でお願いしたいと思います。

最後に、ある程度検討委員会だけで収まらない数字があれば、延びてもやむを得ないと思いますので、平成28年度には間に合わせなければいかなるでしょうけれども、並行して進む中で、どこまでしかない中で、もしも溶融があるのであれば、専門家の意見だったり、CO2がどれくらい出て逆にこれが問題でマイナス面もあると思いますので、ぜひお知らせいただくようお願いして、一般質問を終わらせていただきます。

議長（壽福正勝議員） 以上で、通告がありました一般質問については終了いたしました。

~~~~~

**日程第13 議案第1号 福岡都市圏南部環境事業組合の事務局の設置及び職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について【討論・採決】**

議長（壽福正勝議員） これより討論・採決を行います。

日程第13「議案第1号 福岡都市圏南部環境事業組合の事務局の設置及び職員の定数に関する

条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

ただちに討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(壽福正勝議員) なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長(壽福正勝議員) 全員賛成であります。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成9名、反対0名 午後4時13分

~~~~~

日程第14 議案第2号 福岡都市圏南部環境事業組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【討論・採決】

議長(壽福正勝議員) 日程第14「議案第2号 福岡都市圏南部環境事業組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

ただちに討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(壽福正勝議員) なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長(壽福正勝議員) 全員賛成であります。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成9名、反対0名 午後4時13分

~~~~~

**日程第15 議案第3号 福岡都市圏南部環境事業組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について【討論・採決】**

議長(壽福正勝議員) 日程第15「議案第3号 福岡都市圏南部環境事業組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

ただちに討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(壽福正勝議員) なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長(壽福正勝議員) 全員賛成であります。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成 9 名、反対 0 名 午後 4 時 1 4 分

~~~~~

日程第 1 6 議案第 4 号 平成19年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計補正予算（第 2 号）について【討論・採決】

議長（壽福正勝議員） 日程第16「議案第 4 号 平成19年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

ただちに討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝議員） なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。議案第 4 号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長（壽福正勝議員） 全員賛成であります。したがって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成 9 名、反対 0 名 午後 4 時 1 4 分

~~~~~

**日程第 1 7 議案第 5 号 平成20年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計予算について【討論・採決】**

議長（壽福正勝議員） 日程第17「議案第 5 号 平成20年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計予算について」を議題といたします。

ただちに討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝議員） なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。議案第 5 号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長（壽福正勝議員） 全員賛成であります。したがって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成 9 名、反対 0 名 午後 4 時 1 5 分

~~~~~

日程第 1 8 議案第 6 号 筑紫公平委員会委員の選任について【討論・採決】

議長（壽福正勝議員） 日程第18「議案第 6 号 筑紫公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

ただちに討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝議員） なしと認めます。これで討論を終わります。採決を行います。議案第 6 号を同意することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 (壽福正勝議員) 全員賛成であります。したがって、議案第 6 号は同意をされました。

同意 賛成 9 名、反対 0 名 午後 4 時 1 5 分

~~~~~

**日程第 1 9 議案第 7 号 筑紫公平委員会委員の選任について【討論・採決】**

議長 ( 壽福正勝議員 ) 日程第 19 「議案第 7 号 筑紫公平委員会委員の選任について」を議題とします。

ただちに討論を行います。討論はございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

議長 ( 壽福正勝議員 ) なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。議案第 7 号を同意することに賛成の方は挙手願います。

( 全員挙手 )

議長 ( 壽福正勝議員 ) 全員賛成であります。したがって、議案第 7 号は同意をされました。

同意 賛成 9 名、反対 0 名 午後 4 時 1 6 分

~~~~~

管理者交代あいさつ

議長 (壽福正勝議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで、議員の皆様にご報告いたします。平成 20 年 4 月 1 日付けで本組合の管理者が交代するというので、地方自治法第 145 条の規定により、吉田管理者から平成 20 年 3 月 31 日をもって管理者の職を退職する申し出が、2 月 21 日付けであっております。執行部の申し合わせにより、4 月 1 日より副管理者である井上副管理者が新たに管理者に就任されるということでございます。この管理者交代の件について、執行部より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

管理者 (吉田 宏) ただいま議長の許可がございましたので、管理者退職にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。

本組合は、平成 18 年 5 月 1 日に発足したわけでございますが、発足当初に、平成 28 年度の施設稼働を鑑み、今後 10 年間で各関係市町が平等に責任を持つという意味からも、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町の順で、管理者の職を 2 年ずつ持ち回るといった申し合わせをしております。

私は、山崎前管理者の後、平成 19 年 2 月 1 日から管理者を務めさせていただき、この間、組合議員の皆様、関係市町の首長の皆様方には、ご指導、ご協力をいただいたわけでございますが、福岡市長の管理者としての任期が平成 20 年 3 月 31 日ということ、地方自治法第 145 条の規定により、2 月 21 日付けで、組合議長に対し、管理者の職を退職する旨の申し出を行ったところでございます。

4 月 1 日からは春日市の井上市長が管理者に就任されますが、私も副管理者の一員として責任

を果たしてまいりますので、本組合事業に対するご理解とご支援をお願い申し上げまして、私の
管理者退職のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（壽福正勝議員） 井上副管理者。

副管理者（井上澄和） 引き続きご挨拶させていただきます。ただいま副管理者を務めております
春日市長の井上でございます。

吉田管理者からもございましたように、本年4月1日から2年間、管理者に就任いたします。
今後2年間は、基本計画、生活環境影響調査、地元協議といった、本事業にとって大変重要な時
期と捉えております。

管理者として、また構成市町の首長として責任を果たして参る所存でございますので、議員の
皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

~~~~~

議長（壽福正勝議員） それでは、これをもちまして平成20年福岡都市圏南部環境事業組合議会第  
1回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝議員） ご異議なしと認めます。したがって、平成20年福岡都市圏南部環境事業組  
合議会第1回定例会を閉会いたします。

閉会 午後4時20分

~~~~~

上記会議次第は、事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、こ
こに署名します。

平成20年3月27日

福岡都市圏南部環境事業組合議会議長 壽 福 正 勝

会議録署名議員 川 口 浩

会議録署名議員 加 納 義 紀